

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
1	01松江	02地域医療対策	01医療提供体制	助産師外来、院内助産院開設とスキルアップ支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この2年間、助産師外来や院内助産院開設のための研修が県により実施された。助産師外来開設施設は増加したが、開催日数等考えると、まだ十分とは言えない状況。</li> <li>・少なくとも、中山間地でも地元地域で妊産婦健診を実施できる状況にして欲しい。県には引き続きの支援とスキルアップのための支援継続を要望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県では院内助産院と助産師外来の開設を促すため、助産師会始め関係機関のご協力を得て、昨年度と今年度の2年間、助産師研修事業を実施している。</li> <li>・2年間で県下15施設から41人の受講者があり、2日間の集中講義、施設研修のほか、各施設での取組状況について情報交換する中で、助産師外来の基準や保健指導マニュアルの見直し、開設回数増加などが報告された。</li> <li>・助産師研修事業が助産師外来開設のきっかけや助産師のレベルアップに繋がっていることから、来年度以降は看護協会でも引き続き実施して頂けるよう協議しているところ。</li> <li>・また、新任期からのスキルアップを図り、スムーズに助産師外来を担うことが出来るようにするため、今年度から新たに県内で統一した助産師卒後教育研修プログラム構築事業を実施する事としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年間の助産師外来開設支援事業により、23年度に助産師外来開設予定施設が1施設ある。また、新たに外来で保健指導を開始する動きがみられる。</li> <li>・県事業終了後は、看護協会の教育プログラムに入れてもらうこととなった。</li> <li>・新任助産師卒後教育研修プログラムを作成し、23年度から、集合研修、医療機関相互交流研修を行う予定である。</li> </ul>	健康推進課
2	01松江	03地域保健対策	01がん検診・ワクチン	健康推進課発行のパンフレットについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在のがん検診パンフレットは内容が物足りない。誤解を招いたり、不十分な情報提供が多いように感じる。</li> <li>・乳がんパンフレットで危険度大中小という表現は良くない。若い人にもがんがあることをもっとPRして欲しい。中高生の教育にも力を入れて欲しい。あたかも性交渉が悪いことのように思わせる表現も適切でない。</li> <li>・昨年、県でポスターも作成したが、送ってそのままになっているので、貼るところまで確認して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子宮頸がんのパンフレットについては、各機関にもご意見を頂き、まず簡単で読みやすいということを主眼に作成した。ご指摘のとおりこのパンフレットを活用して啓発を行って頂くには物足りない内容もあるかもしれない。また、乳がんパンフレットについても、誤解を生じることも考えられるので、今後パンフレットを作成するに当たり、ご意見をもとに目的や内容を検討し作成することとしたい。</li> <li>・中学生や高校生を含めた若い世代への教育も大切である。いろいろな機会を捉え、啓発を行っていきたいと思う。今後ともご協力をお願いしたい。</li> <li>・ポスターの件については、了解した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度国補正予算で子宮頸がん予防ワクチン接種に係る助成制度が創設された。</li> <li>・県では、中学生用、高校生用、保護者用の3種類のリーフレットを作成したが、ご要望の意見を参考にして内容等を検討した。</li> </ul>	健康推進課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
3	01松江	04高齢者施策	03認知症対策	認知症をめぐるケアについて	<p>・介護職員（特にケアマネージャー）の認知症に対する理解が低く、サービス利用時に困っている事例がある。</p> <p>・若年性認知症の人やその症状についての理解が低く、必要なケアについて充分対応されていない。また、小規模多機能型サービスなどの介護保険サービスも使いにくく、経済的な負担が大きい。</p>	<p>・島根県では、ケアマネージャーが行う業務について、実施指導ということで各事業所に赴き、ケアプランの内容確認や点検を定期的に行っている。ご指摘にあったように、ケアマネージャーに限らず、介護職員の認識等にも相当のレベル差があり、いろいろな形で情報を頂いている。ケアマネージャー本来の任務を果たしていないような事例もあるので、適切な業務を実施していくよう指導に努めている。</p> <p>・認知症ケアに従事する職員のための研修についても、職員の経験年数やレベルに応じた研修を毎年実施しており、ケアマネージャーを始め介護職員の資質向上に今後とも力を注いでいく。</p> <p>・若年性認知症の方の施設入所先については、相談窓口の地域包括支援センターや担当のケアマネージャー等と十分協議し、選択することが必要。</p> <p>・小規模多機能型サービスは、登録されている方のサービス利用が、週平均4日以上が目安となっており、毎日の利用を制限する制度にはなっていない。こうしたこともご理解の上、それぞれの施設のケアマネージャーとしっかり協議し、納得いく形でサービスを受けられるようお勧めする。</p> <p>・県としては、今後ますます増加する認知症の対策には力を入れていきたいと考えている。また、サービスの質を上げることが高齢者や家族の方の安心に繋がっていくものと考えているので、引き続きその体制づくりに努めて参りたい。</p>	<p>・平成23年度認知症実践リーダー研修を、新たに浜田会場で実施</p>	高齢者福祉課
4	01松江	05児童・家庭施策	01少子化対策・子育て支援	今後の県の保育行政について	<p>・全国市長会、全国町村会からは「保育・幼児教育については基礎自治体に任せて貰えれば、都道府県の関与は必要ないのではないか」との意見が出されたようだが、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」には都道府県は広域自治体としての役割が求められている。県として、市町村における円滑な運営のための支援をどのように考えているか。</p>	<p>・市長会、町村会の発言については、それぞれの立場から考えを述べられたものと受け止めているが、地域の実情に応じたサービス給付の実施は住民に身近な市町村が担うことが適切と考える。</p> <p>・市町村が責任を持って確実にサービスを提供するには、財政面やサービス水準確保などの観点から、都道府県が市町村の業務に関する広域調整や専門性・先進性が必要な取組など、市町村におけるサービス給付の円滑な運営のために必要な技術的支援を行うことが不可欠。また、子ども・子育て支援施策のうち、都道府県が主体となっていく事業においても、その役割を果たすことが求められている。</p> <p>・このような子ども・子育て支援において都道府県が持つ役割の重要性を踏まえた上で、具体的な制度設計を行うよう、全国知事会としても国に申し入れたところ。</p> <p>・また、今後の保育制度改革の検討にあたっては、自治体の財政力格差が保育サービスの格差に繋がることがないように、市町村や保育現場の意向も踏まえながら適切な制度設計を行うよう県としても要望しており、引き続き機会を捉えて訴えて参りたい。</p>	<p>平成22年12月に知事が国に対して次のとおり要望を行った。</p> <p>新しい保育制度の検討にあたっては国の責任を明確にし市町村や保育現場の意向を十分に踏まえ次の点に留意すること。</p> <p>①財政力の弱い自治体への財政措置</p> <p>②児童が必要なサービスを受けられる仕組みづくり</p>	青少年家庭課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
5	01松江	05児童・家庭施策	01少子化対策・子育て支援	今後の県の保育行政について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園と保育所の一体化、特に内容やサービスの一体化は島根県ではどのような速度と程度で進むのか。保育所はどうすればよいのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所と地域との信頼関係、人と人との繋がりや絆の強さは地域の大切な財産、大きな力であると思っている。</li> <li>・このような「地域に根ざした保育所」が幼保一体化により立ち行かなくなるとの懸念を聞かせて頂いた。幼保一体化に関しては、保育所、幼稚園、利用者など様々な意見があることから、国民的理解が得られることが必要と考えており、中国知事会としても国に要望したところ。</li> <li>・引き続き、国における議論の動向に注視し、保育現場や市町村の意見をよく伺いながら適切に対処して参りたい。</li> </ul>	回答のとおり	青少年家庭課
6	01松江	05児童・家庭施策	01少子化対策・子育て支援	赤ちゃん一時預かりへの支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こそけんの主たる取組の一つに「赤ちゃんの一時預かり」がある。家で子育てを頑張っているお母さんの息抜きとして利用して貰うのが目的。託児料金が高いために二の足を踏んでおられる方がたくさんあり、何か公的に支援を貰いたいという要望がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所においても一時預かりサービスはあるが、事前面接、事前申し込みが必要で緊急時や育児中のリフレッシュなど、ちょっと預けたいと思った際に利用できるこそけんさんが実施しておられる一時預かりサービスは、非常に重要な取組と考える。</li> <li>・ただ、保育所で実施する一時預かり事業に対しては国や県の補助制度があるが、補助基準があり現在県内において保育所以外で助成を受けている施設はない。</li> <li>・今年度、県単独で「しまね子育て支援プラス事業」を創設したが、現状では該当するメニューはない。しかしながら、今後メニュー等の見直しをすることになっているので、市町村等の要望を踏まえ検討していきたい。</li> <li>・事前に頂いたアンケート調査結果からの子育て中のお母さん達のご意見についても、有効に活用させて頂きたい。</li> <li>・国の「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」でも、一時預かりについて現物給付を行うことを検討されており、今後注視していきたい。</li> </ul>	<p>こそけんの一時預かりは認可外保育施設に該当する。現時点では認可外保育施設が実施する一時預かりに対して、県が補助金を交付することはできない。</p> <p>ただし、こそけんは子育てサロンとして登録されており、H23年度実施する「子育てサロン活動支援事業」の補助対象となる。この事業の活用により、支援することは可能。</p>	青少年家庭課
7	01松江	05児童・家庭施策	01少子化対策・子育て支援	介護者の子どもの保育所入所について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護者が勤務していないため、子どもが保育所に受け入れて貰えないが、保育所の規則を弾力的に運営できないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が同居の親族の介護に常時当たっている場合などについては、保育所を利用することはもちろん問題ない。</li> <li>・保育所が受け入れるのは、「保育に欠ける児童」であり、その子どもが保育所で保育しなければならない状況か、どれくらい必要度が高いかという観点で判断している。</li> <li>・ただ、松江、出雲を中心に待機児童がいる現状であり、それぞれのご家庭の緊急性、必要性によってはしばらくお待ち頂く場合もあったのではないかと想像する。</li> <li>・県としても市町村の保育所整備などを支援し、待機児童の解消に努めているところ。個々の児童の入所について、まずは当該市町村にご相談頂きたい。</li> </ul>	回答のとおり	青少年家庭課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
8	01松江	05児童・家庭施策	03里親制度	里親への委託について	<p>・松江地区里親会の受託里親は、高齢化等により減少傾向にあるが、委託希望の里親はいる。しかし、委託希望がなかなか叶えられない。</p> <p>・委託判断するとき、全ての条件合致は難しいので、一つでも条件が合えば里親に打診して欲しい。</p>	<p>・家庭的環境における養護の充実を目的の一つとして児童福祉法が平成20年に改正され、里親制度の拡充が図られたところ。子どもが社会人として人生を歩む際の心の支えを育む意味で、家庭で養育される意義は大きく、里親委託の促進はとても重要と考える。</p> <p>・児童相談所では、子ども一人ひとりの状況を確認し、見極めた上で実親の意向や里親の方の要望など様々な要素を勘案しながら判断している。</p> <p>・ご指摘のとおり、少しでも可能性があれば里親さんに打診させて頂いており、当該児童相談所の管内に候補里親がおられない場合は、管外の里親さんへの打診や委託も行っているところ。</p> <p>・頂いた前向きなご意見を受け止め、今後とも里親の皆様と協力しながら、各児童相談所において家庭的養護、里親への委託促進に向けて取り組んで参りたい。</p>	<p>H23当初予算措置</p> <p>新規事業として、里親の啓発を図り、里親登録及び里親への委託の促進を図ることを目的とした「家庭生活体験事業」を実施する。</p>	青少年家庭課
9	01松江	05児童・家庭施策	03里親制度	児のグループホーム、里親制度の充実について	<p>・問題のある家庭に障がい児が生まれ、育児問題が加わるケースが多い。里親が障がい児を預かることも多いと聞かすが、そのような子どもや預かる里親をサポートする支援体制も必要ではないか。</p> <p>・里親への支援、子どもの支援の充実のため、心理的支援や実際の支援も出来る児のグループホーム（育児相談や支援にも関わって貰える子どもセンター的なもの）が欲しい。</p>	<p>・グループホームは法制度上の規制があり、サービス利用者は一定の障がい区分に該当する身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者であり、あくまで成人が対象。ご意見は承知したが、すぐに実現するのは難しいと考えている。</p>	回答のとおり	障がい福祉課
						<p>・保護を要する子どもに関して、障がいの有無に関わらずより家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができるよう支援することが求められており、里親委託の促進は重要と考えている。</p> <p>・平成14年に児童虐待に対応するため、専門的技術を取得した専門里親が制度化された。その後、児童福祉法改正により、非行等子どもや障がいのある子どもについても専門里親への委託の対象とされた。島根県の養育里親は、本年4月1日現在69組120人、そのうち専門里親は9人である。</p> <p>・県としては各児童相談所において、里親からの相談対応など養育支援や新規の里親登録者の開拓、里親委託の促進活動、里親会員・児童相談所職員・関係機関との交流会等を行い、緊密に連携を図っているところである。</p>	回答のとおり	青少年家庭課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
10	01松江	05児童・家庭施策	04その他	ネットワーク作りを継続する団体への支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域から若い人がいなくなっている状況があり、従来の地域に代わり子育て中のお母さん達のネットワークなどをつくり、情報共有や相互で支え合う仕組みを構築しているのが市民団体・支援団体組織であると考え。</li> <li>・行政からの補助金などの助成は、新規のものに対しては行われるが、新規事業だけでなくネットワークを継続して行っている団体支援、団体助成があっても良いのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に若い人が少なく、代わってネットワークや支援団体に支えて貰っているのは承知しており、地域だけでなく子育てに支援頂いている団体に対しても応援したいと思っている。</li> <li>・各団体の方々といろいろ具体的にご相談させて頂きながら、どんな支援ができるか、柔軟に考えていきたいと思う。</li> </ul>	回答のとおり	青少年家庭課
11	01松江	06障がい施策	01自立支援関係	障がい者就労への理解を深める取組について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者が就労のために出向いた先の企業において、未だに経営のトップにある人の言動が障がい者就労の足を引っ張っているという話も聞く。企業側への呼びかけは社長の集まる会議で周知していくなど、最も効果的な手法を考えて頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県では、これまでもゆめいくカンパニー認定制度等や、障がい者の方の就労の様子をフリーペーパーにまとめ、年数回ではあるが紙媒体でのPRもしている。</li> <li>・ご指摘のように、理解ある企業とそうでないところがある。鳥取県では、あいサポーター制度という取組を始めている。全県民を対象とする運動であり、障がいの形態や社会としてどういう理解や支援をしていくかについて、事業所単位で研修して学ぼうとする取組であり、重要な取組と考え現在注視している。</li> <li>・社長さんなどの集まる会議などでの働きかけについては、今後の取組の参考としたい。</li> </ul>	平成23年度から、障がいに対する理解促進・啓発事業として「あいサポート運動」に取り組み。（鳥取県との共同事業）	障がい福祉課
12	01松江	06障がい施策	01自立支援関係	就労について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の就労は非常に厳しい。サービスとして就労移行を選んでも、2年間で就労に移行できる人は僅かである。延長を申し込んでも受け入れやすい地域と断られる地域の格差があるのはどうしてだろうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業は、一般就労に向け期限を区切って必要な知識や能力の向上のための訓練を行うもの。長期化を避けるため、標準利用期間が2年とされている。</li> <li>・2年経過後、さらに訓練の継続の必要がある場合は、市町村審査会の判断で1年に限り延長することが認められている。真に期限延長が必要かどうかを個別ケースごとに専門的見地から判断することになっている。</li> <li>・利用者の状況はそれぞれであり、市町村審査会において専門委員による審議の上、個別に判断されるため地域によって異なるように受け止められたのではないかと思う。</li> <li>・県では市町村審査会の委員研修等も行っているのですが、どのような基準で判断されているか意見交換も行ってみたいと思っている。</li> </ul>	毎年度当初に市町村審査会委員研修を開催しており、その中で意見交換を行いたい。	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
13	01松江	06障がい施策	01自立支援関係	個別支援計画の格差、サービス情報公開について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じサービスなのに、事業所により内容が異なっていて驚くことが多い。個別支援計画が策定されていても知らされていない、サービス内容を知らされていない、契約内容が分かりにくいなどの事業所の問題が多いと気づかされる。各事業所のサービス内容、実績などについてもしっかり情報公開して欲しい。</li> <li>・また、県で雇用した障がい者のその後の就労状況等の実態についても教えて欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉サービス事業所において、利用者一人ひとりに目標設定し、その達成のためどのような支援を行うかという個別支援計画を作成し、実施していくことが基本というのはそのとおりである。しかし、国の調査でも個別支援計画の作成については残念ながらもあまり進んでいない。</li> <li>・それを良しとはしないが、個別サービス利用等については、基本的には市町村自立支援協議会などで協議検討されるものであり、県としても支援を続けていきたい。</li> <li>・サービス事業所に関する情報公開については、各事業所がどのようなサービスを展開しているかを公開するのは当然のことである。どこまでできているか、利用者に伝わっているかなど、事業所への実地指導などの場で検討改善して参りたい。</li> <li>・県でステップアップ雇用された方のその後の状況については、資料が手元にないので詳細はお伝えできない。就労支援を受けた方が一般就労へ移行する難しさ、移行後の継続の難しさについては承知している。その後のフォローが重要であり、力を入れていきたいと思っている。</li> </ul>	回答のとおり	障がい福祉課
14	01松江	06障がい施策	01自立支援関係	自立支援協議会の格差について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域によってはまだ無いなど、自立支援協議会の温度差が大きい。立ち上がっているか、本当に質はどうか実態の把握を県にお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の21市町村には、まだ自立支援協議会が設立されていないところもあり、市町村によって取組状況に差があるのは事実である。</li> <li>・障がいのある方が、地域で安心して生活していく仕組みづくりをするうえで、市町村自立支援協議会の果たす役割は大きいと考えており、これまでも県内の全市町村に自立支援協議会の充実に向けた取組をお願いしてきた。</li> <li>・今年度からは、県が委嘱した相談支援アドバイザーの協力を得て、取組が遅れている地域に職員が出向き、状況を伺い、必要な助言を行うこととしている。</li> </ul>	自立支援協議会未設置市町村の所在する圏域に出向き、市町村との意見交換を行い、設置を勧奨した。現時点で未設置は1町のみとなった。今後も継続して助言を行う。	障がい福祉課
15	01松江	06障がい施策	01自立支援関係	生活リハビリ施設の拡充について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高次脳機能障がいの状況は、個々、千差万別。身体障害がなければ、非常に分かりにくい状況がある。結局それで、就労できない、社会参加できないという事になる。そこで、生活リハビリ施設の設置をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高次脳機能障がいも制度の谷間となっている障がいの一つ。生活リハビリを主目的とする公設公営の施設を県が新たにつくることは困難。</li> <li>・県としては、日々の生活の中での刺激や生活そのものがリハビリとなる事を支援者の方々に十分説明し、理解頂くよう努める。その上で、本人の生きる意欲を引き出す支援が施設やサービスの種別を問わず提供できるよう、当事者・家族の会の協力を得ながら普及啓発に努める。</li> </ul>	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
16	01松江	06障がい施策	01自立支援関係	医療と福祉の連携強化	<p>・島根県は特に高次脳機能障がいの専門外来が少ない。福祉施設との連携がどうしても必要であるので、一層強化して欲しい。</p>	<p>・医療と福祉の連携を図るために、県内7つの障がい保健福祉圏域ごとに設置した相談支援拠点が主催するネットワーク会議を定期的に開催し、情報提供、ケース検討などを行っているところ。</p> <p>・平成21年には、医師、保健師、作業療法士、言語聴覚士等が参加し、計23回のネットワーク会議を開催した。</p> <p>・こうしたことを契機として、身近な地域で関係者が連携し、支え合っていく体制整備に今後とも努める。</p>	<p>平成22年10月に東部島根医療福祉センターにおいて、松江圏域では初となる高次脳機能専門外来が開設された。</p>	障がい福祉課
17	01松江	06障がい施策	01自立支援関係	若年の高次脳機能障がい対策の充実について	<p>・若年者、幼児から小中高生もおり、教育的見地からの対策も必要と考える。島根県では平成18年からモデル事業が実施され、県内7か所の拠点で支援が始まっている。</p> <p>・これからますます分かりにくい障がいの相談等が拡充され、対応者の質が向上していくものと期待している。</p>	<p>・県としても、県支援コーディネーターが、今年度県内の特別支援学校からの要請を受け、教職員に対して高次脳機能障がいについて出前講座を行うなど、教職員の方々の関心の高まりを感じている。</p> <p>・全国では、千葉リハビリテーションセンターが中心となって先進的な研究がなされていると聞いている。</p> <p>・県でも千葉リハビリテーションセンターの太田令子氏を講師に、心と体の相談センターが主催する研修会を年末に開催する予定である。</p>	<p>12月11日に県内では初めてとなる小児期をテーマとした研修会を松江市で開催。「子どもの高次脳機能障がいの特徴と支援」と題する講演、実践報告の構成で135名が参加。1/4程度が教育関係者が占め、今後の小児期での支援についての起点となった。</p>	障がい福祉課
18	01松江	06障がい施策	02精神保健	福祉医療制度の適用について	<p>・精神障がい者の通院医療費については、自立支援医療の対象となっているが、入院医療費は対象となっていない。負担軽減のため、他の手帳所持者と同様、精神障害者保健福祉手帳所持者も入院医療費を福祉医療の対象として欲しい。</p>	<p>・全国の状況を見ると、福祉医療制度に精神障がい者を対象にしているのは、47都道府県のうち、19にとどまっている。入院まで含めると、さらに少なく、11にすぎない。残りの36県は島根県と同様となっている。</p> <p>・現在、国の障がい者制度改革推進会議で「障がい者総合福祉法（仮称）」の制定に向けて議論が進められており、自立支援医療の利用者負担のあり方や社会的入院の解消等について論点整理が行われている。当事者の方も委員に入っており、自立支援医療の対象に精神障がい者の入院医療も含めるべきではないかという意見などについて、国レベルで議論されている。</p> <p>・また、国においては後期高齢者医療制度や障害者自立支援法の廃止が決定しており、医療保険や公費負担制度が改正される見込みであることから、これらのベースの上にある福祉医療制度に大きく影響する。</p> <p>・対象者に精神障害者保健福祉手帳1級所持者（入院患者）を追加することについても、こうした国の動向を注視し、自立支援医療の方向性を見極める必要があると考えている。</p>	<p>回答のとおり</p>	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
19	01松江	06障がい施策	02精神保健	公共交通機関の割引の適用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者保健福祉手帳所持者にはJR、バス、タクシー等の公共交通機関の割引制度が適用されていないので、他の手帳所持者と同様に適用するよう関係機関に要望して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳所持者に対する運賃割引制度は国の通知に基づき実施されており、身体障害者手帳、療育手帳所持者には割引制度が設けられているが、精神障害者保健福祉手帳所持者には割引制度がないのが現状である。</li> <li>・全国をエリアとするJRや航空各社等については、全国一律の制度として国において検討されるべきものと考えているが、地域の事業者（バス、タクシー）に対しては、昨年度も島根県旅客事業者協会に割引制度の適用について依頼しており、今年度も引き続き働きかけていきたい。</li> <li>・なお、市町村営生活バスや市町村の依頼で運行される過疎バスについては、多くの場合精神障害者保健福祉手帳所持者にも割引制度が設けられている。</li> </ul>	精神障害者保健福祉手帳所持者に対してもバス運賃の割引が適用されるように、社団法人島根県旅客事業者協会に対して要望を行った。	障がい福祉課
20	01松江	06障がい施策	03障害児施策	障がい児の療育について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児への対応について、学校では限界があると感じており、障がいの発見から就職に至るまで夜の時間も含めて一貫した療育の仕組みが必要と思う。</li> <li>・児童福祉法が再生され、一般相談は市町村業務となっているが、その体制は十分とは言えず、また専門相談機関である児童相談所は虐待防止対策に追われている。障がい児が成人になるまでの一貫した組織的な対応が見えない。</li> <li>・昨年度から発達障がい者に関して議論検討され、先般報告案もまとまったと聞く。市町村が支援の中心を担うことや、発達障がい者支援センターの機能強化・専門性の向上、療育体制の整備などがうたわれている。個々の障がい児への対応が具体的に進むように県として適切な役割を果たして頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村では、乳幼児等に対し、主に保健師が調整役となり何らかの支援が必要な家庭に対し、関係機関と連携し対応することになっている。</li> <li>・これまで発達障がい者に対しては、制度の谷間にあり十分な対応が出来ていなかった。県の障がい者自立支援協議会の中に発達支援部会を設け、発達障がいのある子どもさんへの支援について検討し、この6月に最終報告としてまとめた。今後、ワーキンググループを立ち上げ、具体的な作業を進めていきたい。</li> <li>・個々の事例については、具体的には市町村の自立支援協議会でいろいろな支援について検討されることになる。県では市町村自立支援協議会が円滑に運営されるようにコーディネータなどいろいろな形で支援していきたい。</li> </ul>	回答のとおり	障がい福祉課
21	01松江	06障がい施策	03障害児施策	保健師の役割について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、松江市ではダウン症の会に保健師が親に付き添って参加したり、親の気持ちを聞いて対策を考えるようになってきている。</li> <li>・他の市町村では保健師の活動状況も違うようで、県内や他県の市町村からも参加されると、羨ましがられたりする。</li> <li>・ダウン症でもこのような地域格差があり、障がい児の家族を支える体制の中心となる保健師の役割に地域格差がないよう指導して頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NICU退院児（重症児・難病児）の情報は、各病院から県保健所へ通知され、市町村保健師が定期的に訪問ケアし、自立支援協議会を通して福祉担当部局と連携し、必要な各種福祉サービスへ繋いでいる。</li> <li>・医療依存度が高い在宅療養児の支援については、県保健所が主催する検討会が年数回開催され、障がい児とその家族への支援について関係機関で調整している。</li> <li>・島根県では、本年度より乳幼児検診スタッフ（保健師含む）を対象とした発達障がいに関する専門研修を県の西部と東部で実施している。</li> </ul>	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
22	01松江	06障がい施策	03障害児施策	ペアレントメンターと訪問療育の必要性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ障がい児を持つ親の立場からの支援は、家族の役に立つことが多いと感じている。その際、ペアレントメンターとしての養成講座などを制度として取り入れ、行政が親を育てていくという姿勢が必要であると感じている。</li> <li>・また、保健師と一緒に家庭訪問する訪問療育を実施しており、親への安心感を充足させるのに役立っている。子どもへの虐待防止などにも有効と思うので、訪問療育の大切さを認識し、取り組んで頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児の親の立場で、障がい児家族の心理的な支援を行うペアレントメンターは、家族支援のために重要であり、メンターとして活動するために相談技術等の研修や専門機関の支援が必要であると考える。</li> <li>・このため、県ではペアレントメンターとして活動頂ける方のための研修を今年度開始できるよう、島根県自閉症児協会などと打合せを進めている。</li> <li>・訪問療育は、普段の生活の場で専門家のアドバイスを受けることの出来る良い機会である。県では、島根県療育等支援事業として、県内7圏域ごとに社会福祉法人に委託し、訪問療育を実施しているが、今後とも事業内容の充実に取り組んでいきたい。</li> </ul>	<p>幼児期から学齢期の発達障がい児の家族支援事業として、平成23年度から新たに「ペアレントトレーニング」を県内3カ所で開催するほか、ペアレントメンター養成も継続する。</p>	障がい福祉課
23	01松江	06障がい施策	03障害児施策	療育手帳について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳を貰える年齢が、市町村によって格差がある。交付にはどのような判断基準があるか教えて欲しい。</li> <li>・本人が持つことを考えた手帳を望む。必要のない用紙が多く、大きい。できればカード化して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県間での違いについて、島根県では国が示した通知での基準（S48年）に基づいて判定を行っている。他県ではいくらか対応を変更しているところがあり、島根県は若干厳しいのではないかとのご指摘を頂くことがある。</li> <li>・療育手帳の様式は、手帳の交付要綱に基づいている。療育手帳には今までの支援の経緯などを記入する欄を設けており、保護者や関係者が記録を書き込み、活用できるようページ数が多くなっている。</li> <li>・単なる身分証明書ではなく、こうした機能面も考えており、カード化については、当面実施する予定はない。</li> </ul>	<p>回答のとおり</p>	障がい福祉課
24	01松江	06障がい施策	03障害児施策	ふれジョブの支援体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児は働く能力がないのではないかと決めつけられがちであるが、他県では先進的に小学4年生頃から地域商店街で放課後などサポーターをつけて働く体験をしている。（ふれジョブ）</li> <li>・松江市内でも、昨年からは商店街で試行を始めている。こうした年少期から働くチャンスを与えて貰えるような支援体制を県でも取り組んで貰いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれジョブの活動は、小学校・中学校の在学中から地域で商店や企業での職場体験を重ねることができ、障がいのある子どもを支える地域づくりにつながる取組であると考えます。また、安全確保や関係づくり、サポーターの募集などには市町村や地域の諸団体の協力が不可欠と考えます。</li> <li>・基本的には各市町村の取組と考えるが、県でもこういった活動を県民の皆様や職業団体の方々にも広く知って頂ける取組をしていきたい。</li> <li>・江津市でもふれジョブの活動が行われている。昨年度もサポーターチームとして市内13社に協力頂いたと聞いている。</li> </ul>	<p>回答のとおり</p>	障がい福祉課
25	01松江	06障がい施策	07その他	タクシー券と移動支援の関係について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松江市では、以前から通院の際のタクシー券があるが、移動支援事業との関係はどうなっているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松江市が実施している福祉タクシー利用券による助成は、重度の障がい者が通院・リハビリにタクシー利用する際の運賃を助成するもの。松江市が実施している個別の移動支援とは別の制度であり、併用も可能である。</li> </ul>	<p>回答のとおり</p>	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
26	01松江	08その他 (共通)	02公聴会	公聴会での 意見の反映 について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見を述べることの意義を疑問に感じている。昨年、一昨年にも後でまた話し合いましたと言われたが、実現せずに県の方は異動になってしまった。</li> <li>・意見が少しでも反映されたら知らせて貰うなど、意見を述べた努力が報われるような対応をして欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こうした意見交換の場は大切であると考えている。</li> <li>・公聴会の場でお聞きした意見については、意見・回答の概要に加えてその後の措置状況等を記入した資料を作成し、出席された団体あてに送付するとともに、県のホームページにも掲載しているので、ご理解頂きたい。</li> <li>・この公聴会とは別に、障がい者団体の方々と健康福祉部長との意見交換会を8月下旬に予定している。</li> </ul>	回答のとおり	障がい福祉課
27	01松江	08その他 (共通)	03その他	健康福祉部の 運営方針 について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度の運営方針について、もう少し具体的に数値目標とか示されなければ、どう評価して良いか分からない。</li> <li>・保健所の問題など、重要なと思うが今後保健所業務をどのように考えられているか全く見えてこない。あり方の検討等は慎重にお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康福祉部の運営方針は非常に概略的に書いているので、ご理解しづらい点、分かりにくい点があると思う。特に保健所の事についてご指摘頂いたが、保健所は昨年新型インフルエンザなど健康危機管理の問題などクローズアップされている。</li> <li>・国においては、地域保健方針の検討が始まったところ。先ほど紹介した健康危機管理等について今後のあり方の検討を始めている。こういった動向を見ながら、県としても今後の動向を見極めていきたい。</li> </ul>	回答のとおり	健康福祉総務課